

世耕弘一先生の「同交會之記」を手掛りにした

齋藤隆夫議員除名問題の実証的考察

A study of the expulsion of Saito Takao from the National Diet based on primary sources with examination of "Dokokai no ki" by Seko Koichi as a clue
Professor Emeritus of Kindai University, Ph.D. Yasuhiko ARAKI

近畿大学名誉教授 建学史料室特別研究員 荒木 康彦

1 会図書館のそれに従って(つづる)

同交會(昭和十六年結成)に所属されていた時期の世耕弘一先生の活動は、先生の衆議院議員としての長い活動の中でも、殊に刮目に値するものであると思われる。しかしながら、意外にもその詳細は従来正確に把握出来ていないのである。その理由は、同交會についての実証的な学術研究が従来少なく、更に言えは、同交會に関する一次史料が余り発見されていない事である。これ自体が、三思に値する極めて深刻な問題であるが、それは扱置き、既知及び新発見の同交會関係の一次史料及び関連の一次史料を(つづ)で提示すると、次の通りである。

- ① IPS Doc. No. 2323: DOKOKAI, by SEKO, Koichi -Source, HATOYAMA, Ichiro (GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section: Entry No.329 Numerical Evidentiary Documents Assembled as Evidence by the Prosecution for Use before the IMTFE, 1945-47) 国立国会図書館請求記号IPS-18 R315:0821-0352 (史料の表記は、基本的には国立国会図書館のそれに従って(つづる))
- ② File #462: DOKOKAI, Account of DOKOKAI (GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section Entry No. 319 Numerical Case Files Relating to Particular Incidents and Suspected War Criminals, IPS, 1945-47) 国立国会図書館請求記号IPS-09 R71:0821-0873 (史料の表記は、基本的には国立国会図書館のそれに従って(つづる))
- ③ File #462: DOKOKAI, MEMO-RANDUM, 9, APRIL 1947. (GHQ/SCAP Records, International Prosecution Section: Entry No. 319 Numerical Case Files Relating to Particular Incidents and Suspected War Criminals, IPS, 1945-47) 国立国会図書館請求記号IPS-09 R71:0821-0873 (史料の表記は、基本的には国立国会図書館のそれに従って(つづる))
- ④ 「齋藤隆夫演説削除問題資料 3月7日本会議における賛否投票表」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)「大木操関係文書」分類番号45-19に収録)
- ⑤ 『第七十七回・第七十八回帝國議

會 同交會報告書』(編輯人 世耕弘一 發行所 同交會事務所 昭和十七年三月一日印刷 昭和十七年三月三日發行) 国立国会図書館請求記号14:3134

2

①・②・③は連合国最高司令官総司令部国際検察局文書(GHQ/SCAP Recods, International Prosecution Section)の中に収録されている史料であり、現在はアメリカ合衆国の国立公文書館(National Archives Records Administration)で所蔵・保管されている。これらは何れもマイクロフィルム撮影されたものが、我國の国立国会図書館で所

蔵・保管されており、これを閲覧して利用した。
①はDOKOKAI(「同交會」という表題の「国際検察局文書第二三三三三三三」(IPS Doc. No. 2323)の「鳩山一郎関係文書群」に収録されるものであり、封筒及びそれに収納されていた十五枚の墨書された文書(写真1はその冒頭部)から成るものである。封筒の表には「同交會之記」(写真2)、裏には「世耕」(写真3)と記されており、世耕弘一先生の直筆と判断される。内容的には細部の点で今後検討を要する点は幾つかあるが、同交會の成立から解消までの全過程が、当時の政治的状况を踏まえて、よく活写されている。

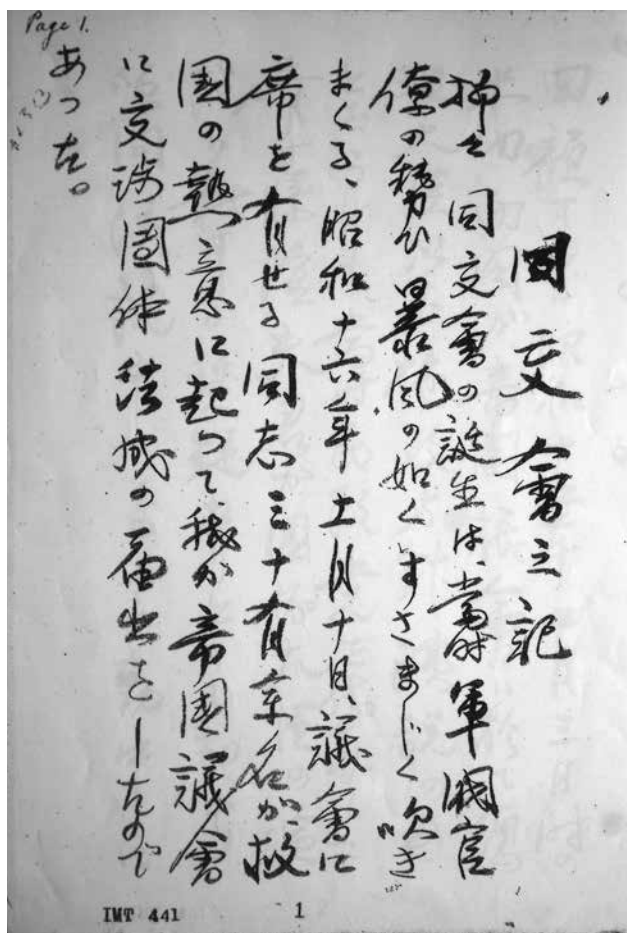


写真1 「同交會之記」の冒頭部。原史料はアメリカ合衆国の国立公文書館所蔵であり、ここでは我國の国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版を利用した。

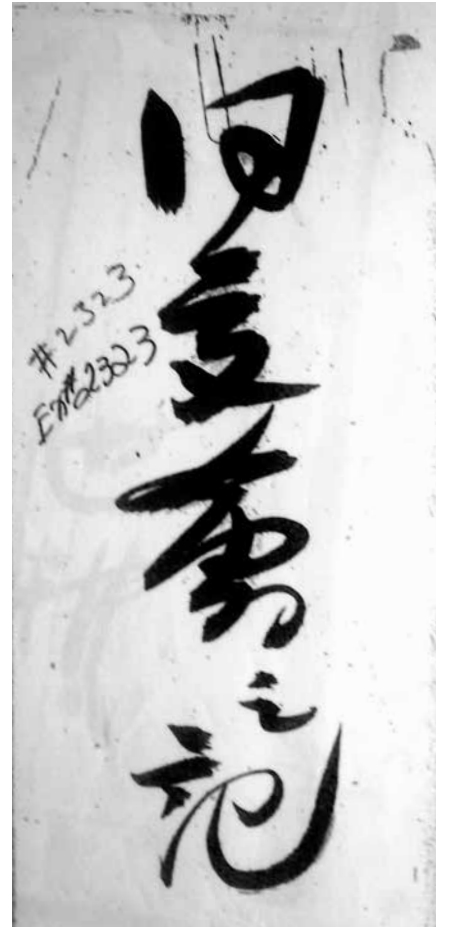


写真2 「同交會之記」が封入されている封筒の裏。原史料はアメリカ合衆国の国立公文書館所蔵であり、ここでは我が国の国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版を利用した。

②は同交會関係文書群に収録されており、①の「同交會之記」文書(No.2323)を、「参考文書」として、Account of DOKOKAI(同交會之記)というタイトルで英訳してタイプ印刷したものである。人名のアルファベット表記が正確ではない例外を除き、非常に正確な且つ達意の翻訳である。

③は同交會関係文書群に収録されており、リチャード・ラーシュ(RICHARD LARSH) 調査官(国際検察局調査部)よりサットン(SUTTON)氏へ宛てた「同交會」の事項についてのMEMORANDUM(「摘要」という題目の文書)であり、「一九四七年四月九日」付となっている。昭和十七年四月実施の第二十一回衆議院議員総選挙(所謂「翼賛選挙」)の際に蒙った甚だしい妨害や凄まじい弾圧等について、ラーシュが接見した世耕弘一先

生から聞き取った内容をタイプ印刷したものである。

④は「齋藤隆夫演説削除問題資料 3月7日日本会議における賛否投票表」という表題で国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木操関係文書」に収録されているものである。「大木操関係文書」の目録では、「齋藤」と表記されているが、史料によっては「齋藤」「齋藤」等が使われており、本論では引用・掲示する史料の表記をそのままにしている。だが、『革新論及革新運動を戒む』(日本評論社 昭和九年)では「齋藤隆夫著」となっており、『官報』昭和十五年五月八日 第三十九百五十五號の掲載記事の「議員退職」でも「齋藤隆夫」となっている事等から、本論の本文では「齋藤」を使う事にする。④の史料は、第七五回帝國議會衆議院本會議で昭和十五年三月七日に齋藤隆夫議員除名決議が為された際の衆議院書記官長大木操(一八九一—一九



写真3 「同交會之記」が封入されている封筒の裏。原史料はアメリカ合衆国の国立公文書館所蔵であり、ここでは我が国の国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版を利用した。

八一)によるメモ三枚と「投票者氏名表」(手書き書き込み有)二枚である。

⑤は同交會の第七十七回及び第七十八回「帝國議會」の報告書であり、そこで可決された法案の内容及び同交會の対応が纏められたものである。刮目すべきは奥付であり、「編輯後記も掲載されているのを見出す事が出来た点である。

以上、①から⑤までの史料内容を簡単に述べた訳であるが、①は世耕弘一先生の直筆の史料である事からも、看過出来ない重要性を持つのが明白であるから、次にこの史料について「史料批判」(Quellkritik)の史学理論で以て考察を進める事にしたい。

だが、その前に論究しておかねばならないのは、回想世耕弘一編纂委員会編『回想世耕弘一』(回想世耕

弘一刊行会 昭和四十七年)に収録されている「同交會之記」(昭和二十一年五月十五日記)についてである(以後、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」と略称する)。これは『回想世耕弘一』掲載の「小伝」に、「世耕がみずから書いた備忘録」であるとして採録されている事から、これが何かの「控え」として作成されたのではないかと推測されるので、史料理論で言う「来歴批判」(Herkunftskritik)を行う必要がある。『来歴批判』が不十分であると、当該文書が記された意図を捉え損なう恐れが生じるからであり、延いてはその歴史的意義を認識出来ない事に成り兼ねないからである。ここでは「来歴批判」の詳しい過程は割愛し、その結果だけを簡潔に提示するならば、解明出来た本史料の来歴は次の通りである。

昭和二十一年四月十日の第二回衆

議院総選挙で日本自由党が第一党となり、同党総裁鳩山一郎(一八八三―一九五九)が首相に選出されると思われていた五月四日に、連合国最高司令官総司令部は日本政府に対して鳩山を議員及び公職から追放する事を指令した³。公職追放の異議申立に対処する為に、昭和二十二年三月一日の「勅令第六十六号 公職資格訴願審査委員会官制」により、同年三月三日に「公職資格訴願審査委員会」が設置された⁴。鳩山一郎が公職追放異議申立をした際に、提出した昭和二十二年三月十日付「申請書」(内閣資格再審査委員会委員長金森徳次郎宛)⁵に添付された「証拠物(写) 第1号「同交會記」昭和二十一年五月十五日記」⁶なる史料を見出す事が出来た。原稿用紙五枚にペン書きで、世耕弘一先生の筆になるものではない。これは表題が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」と一文字異なり「同交會記」となっているものの、内容・文言がほぼ一致している事が判明した。ただ一点異なるのは、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」の末尾では「当時、同交會に属した議員は左記の三十六名である。」として「鳩山一郎」も挙げられているのに対して、「同交會記」の末尾では「尚別紙は同交會組織時の同志の氏名なり」として「昭和十六年十一月十日届出 三十五名」の氏名が列記された後に「昭和十六年十一月十四日鳩山一郎尾崎行雄両君入會届出」とされている点である。

それ故に、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」の来歴は、鳩山一郎の公職追放解除申請書類の「証拠物件」として提出された際の「備忘録」であった事が闡明されたと言えよう。

3

①は「同交會之記」の貴重なオリジナルの史料の印影なのであるが、この①の文書が執筆された年月日や提出・査収された年月日は記載されておらず、これらは分からない。「同交會」に関するオリジナルの論文の執筆者世耕弘一氏(『SEKO, Koichi』)と「う」文言から始まる③の史料の日付が「一九四七年四月九日」となっている事から、①は昭和二十二年四月九日までに提出・査収されたものと、判断される。①は、既述の如く、国際検察局が採録した鳩山一郎関係文書群の中に収録されており、その英訳である②が同交會関係文書群の中に収録されている事から、極東軍事裁判を前にして鳩山一郎や同交會に関する資料として国際検察局に提出・査収されたものと推測される。

抑々同交會の誕生は、當時軍閥官僚の勢ひ暴風の如くすさまじく吹きまくる、昭和十六年十一月十日、議會に席を有せる同志三十有余名が、救國の熱意に起つて、我が帝國議會に交渉團體結成の届出をしたのであつた。

○ ○ ○ ○

回顧すれば昭和十五年二月三日時の米内内閣が、帝國議會に於て總理大臣以下施政方針演説のあとをうけて、當時民政党を代表して齊藤隆夫君が國務大臣の演説に對する質疑ありとして起ち質問演説中、その言動中に反軍的言辭ありとして軍當局より演説終了後抗議あり、遂に議會の内外に、齊藤君の議員たることを除名せよとの議論さかんに行はれるに至れり。

即ち該問題を中心に賛否二論議論百出せり、當時民政党は何故にか齊藤君を積極的に援護行動に出でず遂に本會議に於て多数を以つて同君は懲罰委員會に附せられたるものなり。即ち此の間に於て青札組と称せる六十余名の有志代議士^{ウカ}が起つて^{ウカ}我か憲法上議會に於ける言論の保證、自由を主張し且つ齊藤君の処論は一般國民の輿論にして^{ウカ}反軍的論議として断すべきにあらざる旨を説き極力反對運動をなし、若し夫れ如斯國民の聲を議場に於て反軍思想、言動なりとして処断せんか正に之れ帝國議會は言論の府としての自殺なりとの

理由の下に極力軍閥加担者の反省を求めたるも遂に多数を以つて本會議或は委員會に於て正論は破られ、三月七日に至り齊藤君は同志の健闘も報ひられず議員除名の断を下されるに至つたのである。

○ ○ ○ ○

即ち齊藤問題を中心に禽然と立ちたる同志中直後更に結束を強化し進んで益々政治行動を展開し、昭和十六年二月二十二日第二次近衛内閣が大政翼賛會を組織し之れが運動資金として八百萬円を議會に提出せるを機會に猛烈なる反對運動を起し、且つ之れが豫算の内容と更に大政翼賛會の本質につき鋭きメスを加へ激しく之れか反對をなし、本案の議會通過を阻止せしも最後に少数を以つて否決された。

併し少数にて破れたりと雖も同志の闘志益々盛んとなり、亦此の結果により更に同志的結束は強化され、即ち全同志の發意に依り昭和十六年十一月十日世耕弘一石坂豊一の二君か代表して衆議院に至り大木書記官長に會見の上同交會の名称のもとに交渉團體として届出をなせるものなり。

○ ○ ○ ○

東條内閣は昭和十六年十月出現せるものなるが東條内閣出現に及び益々民権の壓縮強行されたり。然るに同交會同志は此の暴風の内にあつて健闘を續け、東條内閣が議會に提出せる戦時特別刑法或は言論出^{ウカ}結社集會結

社等の取締法案に對し國民権をひつさげて動々の論陣を張れり。然るに昭和十七年四月東條内閣による衆議院の總選挙施行せられるに及び未曾有の大干渉を受け遂に同志議員三十五名中總選挙の結果当選せる者、鳩山一郎 尾崎行雄 北

野 吉 阪東幸太郎 安藤正純 芦田均 川崎克田中亮一 星島二郎の九名が憲兵警察官僚の猛烈なる干渉網をぬけてからうじて當選せるものなり。以上の如き状況の下に總選挙は終末を告げたるも尚東條内閣は同交會同志に對する追撃急なるにより遂に車之れか解散を余儀なきに至らしめ各自の自由行動にすることにして遂に同交會は五月末解散するに至れり。

同交會(帝國議會交渉團體)届出
昭和十六年十一月十日届出當時三十五名、

- | | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 世耕弘一 | 石坂豊一 | 福田関次郎 | 安藤正純 |
| 大石倫治 | 田川大吉郎 | 川崎 克 | 岡崎久次郎 |
| 植原悦二郎 | 工藤鐵男 | 鈴木文次 | 丸山弁三郎 |
| 名川侃市 | 片山 哲 | 若宮貞夫 | 板谷順助 |
| 岡崎 憲 | 森幸太郎 | 北 吟吉 | 宮脇長吉 |
| 田中亮一 | 大野伴陸 | 原口初太郎 | 林讓治 |
| 星島二郎 | 木檜三四郎 | 坂東幸太郎 | 牧山耕蔵 |
| 百瀬 渡 | 本田弥市郎 | 一松定吉 | 松木 弘 |
| 松尾孝之 | 服部岩吉 | 芦田 均 | 以上三十五名 |

附記

一、昭和十六年十一月十四日付安藤正純並二川崎克二君より

鳩山一郎 尾崎行雄二君の入會手續

一、あり、尚昭和十七年三月廿八日一松定吉より

脱會届あり

一、昭和十七年五月十四日同交會解散ス

この様な内容の①は、世耕弘一先生自らにより、段落分けされている事が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」とは異なっている点として、先ず刮目される。最初の七行は前文とも言うべき部分である。三五行から成る第一段落は齋藤隆夫(一八七〇—一九四九)の所謂「反軍演説」とその結果としての齋藤の議員除名問題についてである。二三行から成る第二段落は第二次近衛内閣が第七六回議會に提出した大政翼賛會予算を含んだ次年度予算案の對する反対活動から同交會結成に至る過程についてである。二七行から成る第三段落は昭和十七年の所謂「翼賛選挙」中の同交會對する選挙干渉と同交會の解散についてである。その次の十一行は「帝國議會交渉團體」としての届出時の同交會の三十五名から成る名簿である。そして、最後の七行は「附記」となっている。

もよるが、①は『回想世耕弘一』所収「同交會之記」よりも約百文字程多く、内容上で細部に於て①が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」と可成り異なる事に因るのであり、その差異が目立つのは、次の五点である。

①の第二段落の十七行目の「同志的結束」が強化されたとい件が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」には無い。

①の第二段落の十八—二三行目の「同交會」の届出は、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では東條内閣成立後で、述べられている。

①の第三段落冒頭部「東條内閣は昭和十六年十月出現せるものなるが東條内閣出現に及び益々民権の壓縮強行されたり。然るに同交會同志は此の暴風の内にあつて健闘を續け」という東條内閣の「民権壓縮」とそれに対する「同交會同志」の「健闘」についての陳述が、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」にはごく簡単にしか述べられていない。

東條内閣が議會に提出した法案に對して「論陣」を張ったという件の後に、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では「政党組織」による「同志糾合」の動きや「政党結社の東條内閣の性格上不能の状態」についての記述が有るが、①の第三段落では無い。

それから、所謂「翼賛選挙」後の状況下で同交會の解散の経緯が①では「尚東條内閣は同交會同志に對する追撃急なるにより遂に車之れか解散を余儀なきに至らしめ各自の自由行動にすることにして」と明記されているが、そうした陳述が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では欠けている。

その外に、決定的に異なるのは、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では「我が同志同交會は三十六名の現議員、更に「参考」として「當時同交會に属した議員は左記の三十六名である。」として、それらの氏名が列挙されているが、①の第三段落では、所謂「翼賛選挙」に於ける同交會「同志議員三十五名」とされ、末尾には同交會届出當時三十五名の氏名が列挙されている点である。この両者の議員数の差異は、鳩山一郎が『回想世耕弘一』所収「同交會之記」では、同交會に属した議員「三十六名」の中の末尾に揚げられているのに対して、①では鳩山一郎の名は後の参加者として、届出時には挙げられていない事に有るのである(これを除けば、両者が列挙されている議員の氏名・順番は同じである)。この点は特に注目すべき差異であり、『回想世耕弘一』所収「同交會之記」及び①の夫々について「來歴批判」した際に触れた如く、前者が鳩山一郎の公職追放解除申請の「証拠物」として執筆・提出された時の「備忘録」であるのに対して、後者が国際検察局への資料として執筆・提出された事にも関係するのであろう。

更に、『回想世耕弘一』所収「同

交會之記」には無く①に有る「附記」では、同交會への追加「入會者(鳩山一郎・尾崎行雄の名がある)、脱会者、同交會の解散日付が明記されている点が、注目される。

以上の様な内容・構成を持つ①の「同交會之記」の第一段落は、齋藤隆夫の所謂「反軍演説」とその結果としての齋藤の議員除名問題についてであり、他の段落に比して行数も多い事から、この問題が同交會の起点として重要視されている事が看取出来る。

4

周知の如く、第七五回議會の衆議院本會議に於いて昭和十五年二月二日に立憲民政党(以後、民政党と略称する)を代表して齋藤隆夫議員が行った質問演説(所謂「反軍演説」)に対して、政府や陸軍の強い反発、親軍的な、即ち「軍閥加担者」的性格の諸会派からの批判が生じ、名状し難い程に非常に複雑な過程を経て、最終的に同年三月七日に衆議院本會議で齋藤隆夫の議員除名決議が為された。本年(令和二年)から数えて丁度八十年前に勃発した、憲政史に名立たるこの出来事に関して齋藤自身に焦点を絞って詳しく考察したもの存在する⁷⁾が、当時の政府や軍部の具体的な動きや諸会派の夫々の具体的な動きを一次史料に立脚して考察して、それらを踏まえた上で、全体的流れを総合的に且つ詳細に検討した学術的研究は十分に

行われていないのが実情である。

既述の如く、①の「同交會之記」では、齋藤の議員除名問題が同交會の起点として重要視されていると判断される事から、①の第一段落の陳述を手掛りにして、当該出来事の展開過程、そこに於ける世耕弘一先生が属した立憲政友会久原派(政友会正統派とも称されるが、史料④で政友会久原派と表記されているので、本論では便宜上これに従っておく)や他の諸会派の動き等を、昭和十五年二月二日から同年三月七日迄の当該出来事に関する膨大な数の新聞記事、この期間の「衆議院懲罰委員會議録」、「衆議院議事速記録」及び『齋藤隆夫日記』等に依拠して、以後瞥見したい。当該出来事は有名な割には、詳細な具体的な過程を総合的に考察した実証的研究は従来十分には行われていない事からも、それは蓋し有意義であろう。

①の「同交會之記」第一段落第一節では、第七五回帝國議會に於て「總理大臣以下施政方針演説のあと」、「民政党を代表」した「齋藤隆夫君」の「質問演説中」に「反軍的言辭あり」として軍當局より演説終了後抗議あり、遂に議會の内外に、齋藤君の議員たることを除名せよとの議論さかんに行はれるに至れり。」と簡明に述べられている点を、一次史料や当時の新聞記事等に依拠して、詳しく見ると、次の如くである。

昭和十五年二月三日付『東京朝日新聞』朝刊。掲載記事によれば、同月

二日の衆議院本會議に於ける民政党齋藤隆夫による質問演説の「聖戦の目的」を批判した部分を、「陸軍當局」は看過出来ず、「演説の内容そのもの」が「聖戦の目的」を侮辱し十萬の「英靈」を冒瀆するとして、同二日夕刻に「陸軍政務官」を通じて齋藤隆夫及び民政党首脳部に取り消しを要求したが、陸軍部内では取り消しだけでは解決にならないとの見解も強くなり、問題が深刻化する様子を呈した。齋藤演説の「聖戦の目的」を批判したとされた部分とは、次の如くである。

(前略) 此ノ現實ヲ無視シテ、唯徒ニ聖戰ノ美名ニ隠レテ、國民的犠牲ヲ閑却シ、曰ク國際正義、曰ク道義外交、曰ク共存共榮、曰ク世界ノ平和、斯ノ如キ雲ヲ掴ムヤウナ文字ヲ列ベ立テテ、サウシテ千載一遇ノ機會ヲ逸シ、國家百年ノ大計ヲ誤ルヤウナコトガアリマシタナラバ……(中略)、現在ノ政治家ハ死シテモ其ノ罪ヲ減ボスコトハ出来ナイ(後略)

民政党首脳部は同二日に齋藤の承認も得て、演説の問題とされる部分を含む後半全部を議事録から削除する事に決して¹⁰⁾、それを小山松壽(一八七六一一九五九)衆議院議長に伝えたところ、小山は既に議長職権によつて当該部分を含む後半全部を削除していた¹¹⁾。そして、同党首脳部は善後策を協議した後、「他會各

派」の諒解を求めて猛運動を開始した¹²⁾。

この時点では立憲政友会久原派(以後、原則的には久原派と略称)も立憲政友会中島派(以後、原則的には中島派と略称)も問題が院内の発言であるだけに重大視し、慎重に取り扱うという意見で一致していたが、身分上の処分問題では強硬論が強かった。小会派の時局同志会や社会大衆党は声明で強硬論を打ち出した。また、政府は齋藤の「失言」を不穩当としていたが、議員の院内での言論には政府に取り消しの権限がないので、静觀の態度を保っていた¹³⁾。

①の「同交會之記」第一段落第二節では、「當時民政党は何故にか齋藤君を積極的に援護行動に出です」、「同君は懲罰委員會に附せられたるものなり」とあるが、この点について、当時の新聞記事等に依拠して詳しく見ると、次の如くである。

齋藤隆夫は、二月三日朝に來訪した民政党幹部(小泉又次郎及び俵孫一)から離党を要請された事もあり¹⁴⁾、同日に民政党を離党する手続を行つた¹⁵⁾。同日には齋藤の「失言問題」で「各派交渉會」が幾度も開催され、他方で民政党内では対応策を繞つて混乱していく。齋藤の離党等で局面收拾を図つたが、状況が急迫したので、同党は小山議長と打ち合わせ議長職権で懲罰に付す事に決し、議長が各派に諮つて一応決定した。しかし、民政党内で反対が起こり、議長は右記の決定

破棄を各派に通告したところ、「軍閥加担者」的性格の中島派・社会大衆党・時局同志会は「議長不信任案提出」の動きを示した。そこで、民政党は漸く党内を纏め議長と再交渉して、「議長職権」で「懲罰犯」とする事に確定したが、その為に衆議院本会議は「夜九時漸く開會」の仕儀となった。小山衆議院議長は開會を宣した後、齋藤演説の「時局關係の記事差止事項」に当たる速記録の部分を議長職権で「削除」した事を述べた。更に、齋藤演説は「時局に鑑み」「甚だ遺憾」であり、「刻下の情勢上その影響するところ重大なるもの」があるので、議長職権で「審査のため齋藤君を懲罰委員に付します」と宣告した¹⁶。次に、総理大臣米内光政（一八八〇—一九四八）、陸軍大臣畑俊六（一八七九—一九六二）、海軍大臣吉田善吾（一八八五—一九六六）が夫々「聖戦の目的」について改めて声明を發したが、特に畑陸軍大臣は「事變の目的」が「東亜の新秩序」の確立と「八紘一宇」の理想の実現であり、これが「聖戦」とされる所以であり、「侵略戦争」ではないとして¹⁷、齋藤演説に対する全面的反駁を為した。

同日に「軍閥加担者」的性格の中島派は齋藤を断固厳罰に処す事を正式の態度として決定した。懲罰委員長の中井一夫（一八八九—一九九一）が所属する久原派は、「法的根拠」を「更に慎重に研究したる後態度を決する事となつた」¹⁸。

5

第七五回帝國議會の衆議院懲罰委員会は十三回開催されており、昭和十四年十二月二十七日の第一回は「委員長及理事互選」、昭和十五年二月五日の第二回は「委員長補選選挙」であり、同年二月六日の第三回から三月六日の第十三回まで（いずれも「秘密會」）は「議員齋藤隆夫君懲罰事犯ノ件」となっている¹⁹。

二月九日に第四回の懲罰委員会が開催された直後には、民政党は「穏便なる措置によつて解決を希望し」、久原派は「大勢穩健論に傾いて」おり、時局同志会は「強硬に除名論を唱へ」、その間の中島派は「比較的強硬論が強く」、社会大衆党は「兩論拮抗の形」であつた²⁰。

二月十三日に第六回の懲罰委員会が開催された頃には、状況は次の如くであつた。「軍部並に政府側の態度は飽くまで強硬」で、それが閣内の民政党四閣僚や政務官から民政党幹部に伝えられ、中島派や時局同志会は増々強硬に、最初穩健論であつた久原派も幹部の意見は漸次除名論に帰一し、民政党も政友会兩派が同一歩調では、「除名による外解決の道はあるまいと観念し出すに至り」、社会大衆党でも「除名論」が強くなつて来た。「除名は今や衆議院の大勢を支配するに至つた」²¹。

既述の様な状況下で、二月二十四日に開催された第九回の懲罰委員会に齋藤隆夫が喚問された。

〔第七五回帝國議會 衆議院 懲罰委員會議録(速記)〕

第九回²²によれば、次の如くなつている。

會議

昭和十五年二月二十四日（土曜日）午後一時八分開議
出席委員左ノ如シ
（中略）

委員會ノ要求ニ依リ出席シタル者左ノ如シ
議員 齋藤 隆夫君

本日ノ會議ニ上ガリタル事件左ノ如シ
議員齋藤隆夫君懲罰事犯ノ件（議長宣告）
（秘密會）
午後三時二十五分散會

「秘密會」だつた為に、具体的且つ正確な内容は容易には知る事は出来ない。だが、『齋藤隆夫日記』昭和十五年二月二十四日の條²³では、饒舌と謂える程に、次の様に記され、齋藤独自の言葉使いも見られるが、時間等も右掲の史料に比しても概ね正確であり、懲罰委員会での遣り取りや様子がある程度よく分かる。

二月二十四日

本日ノ懲罰委員会に出席す。午前十一時私服刑事一名と同乗登院す。玄関より多数の写眞班に打たる。直に議長応接室、次に書記官室に移り中井委員長と会見。議長ノ懲罰理由及中島派よりの七項目

を示さる。初めて純無所属室に入る。食堂に趣き、一時十分前委員室に入る。一時過開會。委員外傍聴議員滿場。委員長の報告に次ぎ、予は立つて質問演説に為すに至りたる経過並に七項目を一々反駁し、更に提出者の説明を求む。上田幸吉氏答へず議場騒然たり。数名委員よりの質問取るに足るべきものなし。三時過散會。委員会は予の全勝なり。直に帰宅す。今後の決定は他人に委す。心鏡平なり。

ここに氏名が挙げられている上田幸吉（一八八六一—一九五二）は中島派所属の衆議院議員であり、この当時の懲罰委員会の委員の一人である。齋藤隆夫は、その著書『回顧七十年』に於ても²⁴、この時の懲罰委員会の様子について、次の様に述懐している。

（前略）午後一時開會、劈頭私は起つて質問演説をなすに至りたる経過とその内容の一般を述べ、さらに進んで政友会中島派より提出したる七カ条の懲罰理由を逐一粉砕し、かつ逆襲的反問を投じたるに、提出者は全く辟易して一言これに答うる事能わず。（中略）委員室に溢れた

る傍聴議員は挙って私に加担して、喧々囂々殺気立つの光景を演ずるに至り、委員会は私の大勝に帰し、三時前に散会した。(後略)

ここに言う「提出者」とは前掲の『齋藤隆夫日記』昭和十五年二月二十四日の件に出て来る上田幸吉であり、同じく「七カ条の懲罰理由」とは「七項目」の事である。同日の懲罰委員会に於いて齋藤自らが言うが如く、彼の一方的な「全勝」或いは「大勝」であるかは扨置き、その結果、民政党や久原派内の「除名反対論者」は「大いに活気づき」、中島派や時局同志会は傍聴議員による議事妨害が有り、「大勢は覆らない」と反発した²⁵。そして、「軍閥加担者」の性格の中島派や時局同志会としては、民政党内で「除名、非除名で内紛が昂じ」「統制が亂れるやうな状態」は「思ふ壺」であり、そこには「軍の壓力を背景にこの問題をきつかけとして民政黨の分裂を策せんとする謀略も秘められてゐる」と見られていた²⁶。

①の「同交會之記」第一段落第二節での表現を援用するならば、「我が憲法上議會に於ける言論の保護、自由を主張し且つ齋藤君の処論は一般国民の輿論にして敢て反軍的論議として断すべきにあらざる旨を説き極力反対運動」を展開する「除名反対論者」と「軍閥加担者」である「除名論者」との対立に関して、二月二十七日付『朝日新聞』朝刊²⁷は触れ

て、この「対立の事態」に対して「政府、軍部共にまずく嚴重な警戒を加へて」おり、「軍部の態度」は「ますます強硬」で「問題の解決如何に重大關心を寄せてゐる」が、「政府としては衆議院の反省を求めめる手段に出る外ないとの見解を持して」おり、「政府の監視的態度の切札」としては「議會の停會」を用意していると、報じている。

『回顧七十年』²⁸によれば、かくして状況が「ほとんど行詰打ってこれを打開する方法に苦しんで」、「解決する途」は齋藤を「自発的に議員を辞せしめる一事あるのみ」として、「民政黨の知友」その他から「辞職の勧告」が殺到したが、齋藤は「私の演説は一言一句たりとも世の非難を受けるべきものはない」とし、「辞職すべき何らの理由も発見しない」ので「断乎としてあらゆる人々の勧告を拒絶した」。

『齋藤隆夫日記』の昭和十五年二月末から三月初めの件を精査すると、成程多くの来訪者名が記されているが、『回顧七十年』の右記の部分の陳述の如くには、齋藤の断乎拒絶が一貫してはいなかった事が分かる。具体的には、『齋藤隆夫日記』の同年二月二十九日から三月三日迄の件²⁹には、次の如く陳述されている。

二月二十九日
午前原邦造氏を訪問す。自決の勧告故の如し。予は大体同意す。俵

孫一氏来訪。辞意を述べ条件を協議す。その他来訪者多し。(後略)
三月一日。
午前原邦造氏を訪問し辞職の事を話す。終日在宅。(中略) 議會に於る積明演説の原稿を起草す。但馬有志に電報にて上京を促す。辞職断念の意動く。夜勝田永吉氏来訪。辞職断念の内意を通ず。事件更に拡大せん。

三月二日
早朝俵孫一氏来訪。昨夜勝田氏より事情聴取したるなり。予は辞意なきことを告ぐ。同氏は実に困却の色あり。(中略) 断じて辞職せざることに決心す。懲罰委員会は六日迄延期す。

三月三日
終日在宅。(中略) 民政黨側の運動益々猛烈となる。何れになるも波瀾は免れず。大事件と為れり。朝、原邦造氏を訪問し翻意を通告す。

『齋藤隆夫日記』の三月一日の件に依拠する限りでは、同日に「辞職の事を話す」「議會に於る積明演説の原稿を起草す」から「辞職断念の意動く」「辞職断念の内意を通ず」に決定的転換を遂げた事が明白である。だが、その理由が分かる決定的一次史料は、現在のところ見出せていないのであり、今後の課題であろう。尚、原邦造(一八八三—一九五八)は実業家で、齋藤の支持者である。勝田永吉(一八八八—一九六六)は民政黨所属の衆議院議員である。

三月二日付『讀賣新聞』夕刊³⁰掲載記事によれば、中井一夫懲罰委員長が「正式に懲罰委員會の議事日程變更を考慮するため」一日正午齋藤に会見を申し入れると、齋藤は「電話を以て正式に懲罰判決の延期を申出て」、中井は「申出の趣旨は諒承したから明日(二日)の懲罰委員會に諮つた上御希望に副ふやう協力したい」と答えた。とすると、右記の決定的転換は、一日のそれ以降に起つた事になる。

そして、第十二回懲罰委員會は三月二日午後一時四五分開催されたが³¹、民政黨・久原派は採決延期を主張し、中島派・時局同志会・第一倶楽部はこれに反対して纏らず、同三時に一旦休憩して、種々の折衝の結果、中井委員長が齋藤より委員長長への電話で一日に「申出た件はその内容に明白ならざる點がある」ので、「これを明らかにするため來る六日まで委員會を延期したい」旨を宣告して、「全會一致採決延期」に同意する事に決定し、委員會の討論採決は六日まで延期された。

先に指摘した如き齋藤の態度の決定的転換について、今のところ理由は一次史料に拠って解明出来ないが、かのマックス・ヴェーバー(Max Weber 1864—1920)による「社会的行為」の「主観的動機」の「理解」という卓抜な理論³²を援用するならば、暫定的に次の様に整理しておく事は出来る。

懲罰委員會を延期して衆議院本会

議で釈明演説をした上で齋藤が自発的議員辞職をすると、「私の演説は一言一句たりとも世の非難を受けるべきものはない」と、「辞職すべき何らの理由も発見しない」という心情に悖る事になる。他方、自発的議員辞職を拒否して議員除名処分を受けると、節を貫いた事になり、この心情に悖る事はないのである。

二月二十九日に民政党内主任総務の俵孫一（一八六九—一九四四）が齋藤を訪問した事及びその際に自発的辞職の「条件」が述べられた事は迅速に報道されていた。三月一日『朝日新聞』朝刊及び夕刊³³掲載記事に依拠すれば、次の通りである。二月二十九日午前八時に俵が「友人」として齋藤を訪問して懇談した際に、齋藤は「自分の発言」が「議會並に黨」に「多大の迷惑を掛けた」事を遺憾とし、「各方面に波瀾を起す事」は全く本意ではないので、「この際大乗的見地から議員としての進退につき考慮する」、就いては「先般の自分の演説」の「趣旨を本會議において釋明諒解を求めたいから然るべくお取り計らひを願ひたい」と述べた。これは、同日午後六時から開催された民政党の「院内外主任総務と黨の懲罰委員」の「聯合會」で俵から報告され、その結果、「黨としては暫く態度決定を留保してその成行を靜觀する」事に意見は一致した。

『齋藤隆夫日記』二月二十九日の件に、俵以外にも「その他來訪者多し」

とあるが、その中には内ヶ崎作三郎（一八七七一—一九四七）民政党幹事長もいた模様で、三月一日『朝日新聞』夕刊³⁴掲載記事に拠れば、二月二十九日午後六時半に内ヶ崎は齋藤を訪問して種々懇談の結果、「議員辞職する以上は」、上京する「選挙区の有力者」の「了解を得た上で」、齋藤は「本會議において釈明を終わってから正式に辞表を提出する意向のやう」であった。

それを踏まえて、内ヶ崎は三月一日午前に久原・中島両派幹事長と会見して、齋藤の辞職正式表明迄、黨議決定の延期と懲罰委員会の延期に諒解を求めた³⁵。この二点に関して各会派では意見が分かれ、それ故の紛糾が予想される状況となった。民政党では、一日午後議院總會が開催され、齋藤の正式意思表明迄は黨議決定の延期が承認された。久原派では、一日に齋藤より中井委員長に議員辞任内意表明と懲罰委員会での採決延期の申出ありとの事で、常時顧問會、幹部と懲罰委員の連合會、代議士會の開催の結果、齋藤希望の本會議での釈明は許可、三日の懲罰委員会の討議延期は賛成、その他は幹事長に一任と意見一致し、これを黨の態度と決定した。他方、「軍閥加担者」的性格の中島派では、一日に連合協議會が開催され、「齋藤氏の本會議場における釈明及び懲罰委員の延期」には同意出来ずと意見一致を見た。社会大衆黨は正式の黨議決定は見合せた³⁶。

この様に、齋藤の自発的議員辞職を繞って状況が展開している只中で、齋藤の「辞職断念」の表明が知れ渡るや、「事件更に拡大」し「大事件と為れり」という事になるのだが、その経緯も又非常に錯綜している。『齋藤隆夫日記』三月四日の件には、次の如く陳述されている³⁷。

三月四日

弥々最後の日が到来した。午前九時頃岡崎久次郎氏より自動車同氏宅に趣く。十余名の同志あり。何れも辞意貫徹を勧む。予は中心に決す。次に他の諸氏とも会見す。十一時帰宅。山道、紫安、川崎克、八並の諸氏待てり。予が決意を述べて別る。（中略）二階にて但馬有志六、七名会見。辞職断念の意を決す。午后一時過同盟通信社、俵、木檜、小畑に速達郵便にて辞意なく已定方針遂行の通知を為し、二時發汽車に投ず。（中略）五、十五分熱海に下車、富士屋に投ず。（中略）万事終り。

三月四日の齋藤のこのような動静は、翌五日付各紙で齋藤の「翻意」として大々的に取り上げられ、特に三月五日付『讀賣新聞』朝刊³⁸では「齋藤氏、土壇場で豹変 辞意を翻して離京す」という見出しの記事でその顛末が詳細に報じられ、民政党所属の衆議院議員岡崎

久次郎（一八七四—一九四二）と齋藤の遣り取りが可成り具体的に活写されている。それによると、三月四日に岡崎等との懇談を終えて自宅に戻った齋藤から、電話で「自分の進退については約束によつて數日來考慮の結果自発的議員辞任はしないことに決意したから諒承を乞ふ」と伝えられた岡崎は、「貴下が豫て考慮するといはれたことは世間は自発的辞任と考えてゐたが貴下が考慮の結果左様の決意されたのでは最早已む得ない」と答えた後に、会合中の一に報告すると、皆は「事の意外に驚いた」。そして、この記事によれば、齋藤は自発的辞意を突如翻したのには、単に「考慮する」と言っただけで「辞任する」と言明した事はないと称しているが、内心は「衆議院本會議において自由なる釋明すること」が不可能な情勢になったと看取したからであろうとされているが、この点は既述の如く、尚一層の実証的な検討が必要であろう。

この様な齋藤の動きに対する各会派の反応は、次の様なものであった。民政党では早速三月四日午後六時に齋藤の「辞職翻意に伴ふ善後措置」協議の為、院内外総務と懲罰委員との連合會が開催され、齋藤の翻意や行動は「非常識」で、「公人として許されない」等の意見が出され、五日に議員總會を開催して黨議決定する事が申し合はされた。そして、同党内部では「除名の空気が強まっている模様であった。久原派

は「処分問題に関する態度決定を留保してゐた」が、三月五日か六日午前中に正式に党の態度を決定する予定の様であり、齋藤の辞職翻意の行動は同情を得られず、「結局は民政黨同様除名に落着くものと見られてゐる」³⁹。他方、中島派は、懲罰委員会で討論採決して除名は勿論の事で、それに先立ち中井懲罰委員長と民政黨懲罰委員の重大責任を問うべきであるとし、小山議長も糾弾すべきであるとしている⁴⁰。社会大衆党、時局同志会、第一倶楽部等の「小會派」も、齋藤の議員辞職取止めにより更に「強硬になり」、六日の懲罰委員会では除名処分を主張する模様である⁴¹。

後、工藤鉄男・福田閑次郎等の三十余名は集まり、代議士会の決定は「不法で無効」として採決遣り直しを要求する事に決した。しかも、過般以来齋藤の友人として奔走した民政黨の議員川崎克・工藤鉄男等の「五氏」は小山議長に「請願」を提出し、「七日本会議に懲罰事犯が上程の際缺席することになつた」⁴³のが大いに注目される。

三月六日の第十三回懲罰委員会は午後二時二十八分から開催されたが⁴⁴、久原派の態度未決定で同派と委員側の折衝に手間取り、齋藤隆夫議員の懲罰犯の討論採決に入れ

ず、二度の休憩の後に、午後八時半になって久原派の意向が除名と決して、午後一九時二十分星島司法政務次官がこの部屋に黨議が除名に決定したのを傳へに來た」ので、久原派の委員も交えて漸く再開された懲罰委員会では齋藤隆夫の議員除名が可決されたが、「散會」は実に「午後十時二十分」であつた⁴⁵。

ある。この表題で収録されているのは、齋藤除名決議の際の衆議院書記官長大木操によるメモ三枚と「投票者氏名表」（手書き書き込み有）二枚である。ここで、史料の内容を理解するために、簡単に当時の政友会の実情を瞥見しておく必要がある。昭和十二年二月に、第十九回衆議院議員総選挙で落選した鈴木喜三郎（一八六七―一九四〇）総裁が引退し、政友会は鳩山一郎・前田米蔵（一八八二―一九五九）・島田俊夫（一八七七―一九四七）・中島知久平（一八八四―一九四九）の四名の「総裁代行委員」によつて運営される事になつたが、

○議長（小山松壽君）（中略）日程第一、議員齋藤隆夫君懲罰犯ノ件ヲ議題ト致シマス、懲罰事犯ノ議事ハ秘密會議デアリマスカラ、傍聴人ノ退場ヲ命ジマス

第一 議員齋藤隆夫懲罰犯ノ件
（午後五時三十一分秘密會二入ル）
（午後六時十二分秘密會ヲ終ル）

○議長（小山松壽君）是ヨリ會議ハ公開致シマス、傍聴人ヲ入場セシメマス。秘密會議ノ結果ヲ報告致シマス、秘密會議ニ於テ議員齋藤隆夫君懲罰犯ノ件ヲ議決致シマシタ、仍テ其ノ議決ニ基キ宣告致シマス

議員齋藤隆夫君ニ對シ議院法第九十六條第一項第一號ニ依リ除名ス（拍手）

6

①の「同交會之記」第一段落第二節末尾では、「三月七日に至り齋藤君は同志の健闘も報ひられず議員除名の断を下されるに至つたのである。」とされているが、衆議院本会議に於ける齋藤除名決議に関する一次史料に専ら依拠して、この点を

詳しく考究すると、次の如くである。衆議院本会議に於ける齋藤除名決議に関する決定的に重要な一次史料とも言うべき④は、「齋藤隆夫演説削除問題資料 3月7日本会議における賛否投票表」という表題で国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木操関係文書」に収録されている文書で

方、鳩山派は他の反中島派と提携し、同年五月二十日に臨時党大会を催して久原房之助（一八六九―一九六五）を総裁に選出した⁴⁹。ここに政友会は決定的に分裂し、中島派は「政友會中島派」（或いは政友會革新派）、久山派は「政友會久原派」（或いは政友會正統派）と称される事に

なった³⁰⁾。

一枚目のメモに記されている事を、簡明に述べれば、大略次の如くである。即ち、齋藤隆夫の議員除籍に対する衆議院での「投票総数」は三〇三、賛成は二九六、反対は七、欠席(棄権)は一四四であり、党派毎の内訳は民政党の賛成は一〇一、棄権は六九、中島派の賛成は八一、棄権は一六、久原派の賛成は三九、反対は五、棄権は二七、「政無」即ち政友会無派閥(中立派)の賛成は六、棄権は四、社会大衆党の賛成は二三、棄権は一(その内、病欠一)、時局同志会の賛成は二十五、棄権は五、第一議員倶楽部の賛成は十九、反対一、棄権は五、無所属の賛成は二、反対は一、棄権は六(議長を入れて七)で、欠員が一九という事である。

二枚目のメモは、「斎藤除名採決【重要】という表題が記され、右半分は「朱席投票せざる者」総数一四四名の各会派毎の内訳が列挙されている。世耕弘一先生所属の久原派の場合は二七名中病欠は零名、不登院は一名、登院不投票は二六名とされている。左半分は各会派毎の「主なる欠席者」の氏名が列記されており、久原派の場合は「安藤正純、植原悦二郎、大野伴睦、河野一郎、砂田重政、鳩山一郎、林讓治、三土忠造、若宮貞夫」とされている。因みに、民政党の「主なる欠席者」としては、「川崎克、勝田永吉、北吟吉、田中万逸、古屋慶隆、松田竹千代、松永

東」が列記されている。三枚目のメモは、「投票者数 三〇三人」の「賛成者」「反対者」「欠席者」の各党や各会派毎の数が纏められており、それを翻刻して示すと、次の如くである。

投票者数 三〇三人	
賛成者	二九六人
反対者	七人
欠席者	一人
無所属	二人
第一	一九人
時局	二五人
社大	二三人
政友(中)	六人
政友(久)	三九人
政友(革)	八一人
民政党	一〇一人
賛成者	二九六人
民政党	一〇一人
政友(革)	八一人
政友(久)	三九人
政友(中)	六人
社大	二三人
時局	二五人
第一	一九人
無所属	二人
反対者	七人
政友(久)	五人
第一	一人
無所属	一人
(外に議長)	四
欠席者	一四五人
民政党	六九人
政友(革)	一六人
政友(久)	二七人
政友(中)	四人
社大	一人
時局	五人
第一	五人
無所属	六人
総員	四四七人
外に欠員	一九人

一枚目の「投票者氏名表」は「立憲民政党」「立憲政友会(中島派)」「立憲政友会(久原派)」「社会大衆党」「時局同志会」「第一倶楽部」「立憲政友会(中立派)」「無所属」の順で、所属議員名が夫々五十音順に印刷され、「〇印 賛成者」「反」

反対者」「無印 欠席者」と手書きされ、賛成者に「〇」、反対者に「反」が付けられている。

二枚目の「投票者氏名表 計四四七名」は、一枚目の「投票者氏名表」と同じ印刷物で、「昭和十五年三月七日(本会議)」と表題が手書きで明記され、一枚目同様に賛成者に「〇」、反対者に「反」が付けられており、従ってこの表でも無印は「欠席者」となる。世耕弘一先生所属の久原派(七十一人)の場合は、三九名に「〇」が、五名に「反」が付けられており、従って無印は二七名となっている。「立憲政友会久原派」(写真4)の無印の「欠席者」、即ち棄権者は、安藤正純・板谷順助・猪野毛利榮・石坂豊一・植原悦二郎・大石倫治・大野伴睦・小串清一・河野一郎・坂田道男・鹽川正蔵・砂田重政・世耕弘一・立川平・田中亮一・田中好・鳩山一郎・服部岩吉・原口初太郎・林讓治・箸本末吉・深澤豊太郎・三善信房・三土忠造・森幸太郎・森田福市・若宮貞夫の各議員であり、「反」の者、即ち反対者は芦田均・名川侃市・丸山辯三郎・牧野良三・宮脇長吉の各議員である。

ここで改めて深く探究する必要があるのは、久原派は何故に本会議に於て「斎藤除名採決」に際してかくも深刻に分裂した理由である。「齋藤問題」に対する態度については、



写真4 「投票者氏名表 計四四七名」の「立憲政友会久原派」の冒頭部分。国立国会図書館憲政資料室蔵「大木操関係文書」の「齋藤隆夫演説削除問題資料 3月7日本会議における賛否投票表」収録史料から抜粋したものである。二七番目に世耕弘一先生の名前が認められる。

三月五日夜の松野鶴平（一八八三―一九六二）・鳩山一郎の会見、同夜の松野鶴平・岡田忠彦（一八七八―一九五八）・鈴木英雄（一八七七―一九六二）・植原悦二郎（一八七七―一九六二）・西村茂生（一八八五―一九六六）・世耕弘一の会見で、「民政黨の態度が既に決定した以上、黨としては總裁の裁断で除名の態度を決定し、若宮、芦田、牧野氏の如く種々の行き掛り等で苦境に立つものは缺席するも止む得ぬが黨は割るまい」⁵¹という戦略が練られていて、これは刮目に値する。既に詳しく考察した通り、齋藤問題では久原派は、基本的には、民政黨に対して融和的で理解ある態度をとり、共に党勢を保持するのを志向してきたと想われる。詰り、①の『同交會之記』の表現を借りれば、「我か憲法上議會に於ける言論の保證、自由を主張し且つ齊藤君の処論は一般國民の輿論にして敢て反軍的論議として断すべきにあらざる旨を説き反對運動をなし」たのであった。それは、軍部の圧力を背景に強硬論を振翳して政黨を分裂せしめ、新たな展開を志向する「軍閥加担者」的性格の中島派等の戦略に対抗するものでもあったと、言えよう。だが、齋藤自身が敢えて「議員除名」の途を選び、従って「議員除名」に「民政黨の態度が既に決定した以上」、久原派も「總裁の裁断で除名の態度を決定」して「黨は割るまい」、即ち党勢を維持して、「軍閥加担者」的性格の中島派

等の戦略に対抗するという事なのであろう。

翌六日午前九時半より「常時顧問會」が開催され、久原總裁より各常時顧問の意見を徴したところ、大口喜六（一八七〇―一九五七）は總裁一任を主張したが、齋藤の除名に絶対反対の三土忠造（一八七一―一九四八）は一任説に反対し、松野は前者の説を支持し、鳩山・吉澤兼吉（一八七四―一九六五）・川村竹治（一八七一―一九五五）は後者の説に賛成し、「常時顧問會」では二対四で意見が一致しないので、午前十一時に「總務會」の意見を徴した。「總務會」の十八名中の十五名は「齋藤氏の演説そのものは除名に値せず」としたが、そこでも意見は一致しなかった。午前十一時開催予定の代議士會は午後六時より開催され、更に論議が続いた⁵²。

懲罰委員会が断続的に開かれている情勢で、久原派の代議士會では漸く午後八時過ぎ「大勢が總裁一任に傾き、總裁一任の動議が提出された」⁵³。採決直前に久原總裁の「齋藤君の懲罰問題に關しては總裁に於て除名すべきものと決定された」旨の裁断が岡田忠彦幹事長より報告された。更に岡田幹事長が「各位の中には適當の措置の止むなき場合もあると思ふ」と述べて「暗に缺席者の出るのは止むを得ぬ」旨付け加えた。「満場一致これを承認」して、「久原派の黨議は除名と決定」し午後九時散會した⁵³。

その結果、世耕弘一先生を含めた久原派の二七名は決議の際に本會議には欠席した、即ち棄権という形で除名反対を表したのであり（その中の十四名⁵⁴は後に同交會に参加）、「我か憲法上議會に於ける言論の保證、自由を主張し」つつ、先生が参画して練り上げた「黨は割るまい」という戦略目的を飽くまで追い求めた結果でもあったろう。しかしながら、久原派の黨議に反して、芦田均、名川侃市、丸山辯三郎、牧野良三、宮脇長吉は反対票を投じており（牧野良三以外のこの四名は後に同交會に参加）、それは必然的に、この後、久原派内で問題とされて、一波乱起こるが、それに関しては割愛する。

民政黨も割合的には久原派に及ばないが、数としては多い六九名もこの時に棄権している。注目すべきは、民政黨に属し、後に同交會に参加した川崎克、工藤鐵男、木檜三四郎、坂東幸太郎、福田関次郎、本田彌市郎、百瀬渡は棄権し、北吟吉、牧山耕蔵は病欠であり、岡崎久次郎は民政黨を脱退して無所属となり、反対票を投じている点である。それは先に触れた三月五日の同黨の代議士會に於ける強引な黨議決定の仕方由来する事は謂うを俟たない。

又、社會大衆黨に属し、後に同交會に参加した岡崎憲、鈴木文治、片山哲も棄権している。第一議員俱樂部に属し、後に同交會に参加した尾崎行雄、田川大吉郎も棄権している。従って、同交會に参加したのは、

衆議院本會議で齊藤隆夫の議員除名に対する決議で賛成した民政黨の一松定吉、久原派の星島二郎、松尾孝之、松木弘を除けば、会派を超えてこの時に棄権・反対した議員だったという事にもなる。

こうした事実こそは、世耕弘一先生が①の「同交會之記」に於て齋藤隆夫除名問題から筆を起された所以なのであろう。

注

- 1 楠精一郎『大政翼賛會に抗した40人 自民党源流の代議士たち』（朝日新聞社 平成十八年）は数少ない同交會についての好著ではあるが、一次史料を十分に踏まえた學術研究書のカテゴリーに属するものとは言えないであろう。因みに、同交會という名称を執る衆議院の会派は二回現れており、最初のもものは大正十五年に、そして次のもものは昭和十六年に結成されており、何れも鳩山一郎が関与している。
- 2 『官報 昭和十五年三月八日』。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 3 昭和二十二年五月五日付『毎日新聞』朝刊。「毎索」で閲覧して利用した。
- 4 『官報 昭和二十二年三月三日』。国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 5 鳩山会館所蔵「鳩山一郎関係文書」P113 鳩山一郎公職追放解除

- 6 訴願関係 2010。鳩山会館所蔵「鳩山一郎関係文書」P12 鳩山一郎公職追放解除訴願関係 2024。
- 7 松本健一『評伝 斎藤隆夫』(東洋経済新報社 平成十四年)、草柳大蔵『齋藤隆夫かく戦えり』(グラフ社 平成十八年)。
- 8 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。『朝日新聞』は、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」で閲覧して利用した。『東朝日新聞』については、以後同じである。引用した記事に付された振り仮名、便宜上割愛した。
- 9 国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木操関係文書」分類番号555収録「斎藤隆夫演説削除問題資料 斎藤演説削除部分」四一五頁。齋藤の演説ではなくて、他の議員の「野次」及びこれを制止する議長の発言の部分は中略として省いている。
- 10 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 11 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 12 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 13 昭和十五年二月三日付『朝日新聞』朝刊。
- 14 伊藤隆編『斎藤隆夫日記 下』(中央公論社 平成二十一年)三五二頁。本書は、以後『斎藤隆夫日記 下』と略記する。
- 15 衆議院・参議院編集『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』(平成二年)四三七頁。
- 16 昭和十五年二月四日付『朝日新聞』朝刊。『官報 號外 昭和十五年二月四日』収録「○第七十五回帝國議會衆議院議事速記録第六號」四六頁。この時期の『官報 號外』は、国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。以後同じである。
- 17 昭和十五年二月四日付『讀賣新聞』朝刊。『讀賣新聞』朝刊は「ヨミダス歴史館」で閲覧して利用した。『讀賣新聞』については、以後同じである。引用した記事に付された振り仮名、便宜上割愛した。
- 18 昭和十五年二月四日付『朝日新聞』夕刊。
- 19 「第七十五回帝國議會 院 委員會會議録目次」。国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。
- 20 昭和十五年二月十日付『朝日新聞』朝刊。
- 21 昭和十五年二月十五日付『朝日新聞』朝刊。
- 22 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第九回」。国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。以後同じである。
- 23 『斎藤隆夫日記 下』三五六頁。
- 24 齋藤隆夫『回顧七十年』(中央公論社 平成二十六年)一四一頁。本書は、以後『回顧七十年』と略記する。
- 25 昭和十五年二月二五日付『朝日新聞』朝刊。
- 26 昭和十五年二月二五日付『朝日新聞』朝刊。
- 27 昭和十五年二月二七日付『朝日新聞』朝刊。
- 28 『回顧七十年』一四二頁。
- 29 『斎藤隆夫日記 下』三五七頁。
- 30 昭和十五年三月二日付『讀賣新聞』夕刊。
- 31 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第十二回」。昭和十五年三月三日付『朝日新聞』朝刊
- 32 Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen 1922, S.1 ff.
- 33 昭和十五年三月一日付『朝日新聞』朝刊及び昭和十五年三月一日付『朝日新聞』夕刊。
- 34 昭和十五年三月一日付『朝日新聞』朝刊及び昭和十五年三月一日付『朝日新聞』夕刊。
- 35 昭和十五年三月二日付『朝日新聞』夕刊。
- 36 昭和十五年三月二日付『朝日新聞』夕刊。
- 37 『斎藤隆夫日記 下』三五七―三五八頁。
- 38 昭和十五年三月五日付『讀賣新聞』朝刊。
- 39 昭和十五年三月五日付『朝日新聞』朝刊。
- 40 昭和十五年三月五日付『朝日新聞』朝刊。
- 41 昭和十五年三月五日付『朝日新聞』朝刊。
- 42 昭和十五年三月六日付『朝日新聞』朝刊。
- 43 昭和十五年三月六日付『朝日新聞』朝刊。
- 44 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第十三回」。
- 45 「第七十五回帝國議會 院 懲罰委員會會議録(速記)第十三回」。昭和十五年三月七日『朝日新聞』朝刊。
- 46 『官報 號外 昭和十五年三月八日』。五〇六頁。国立国会図書館「帝國議會會議録検索システム」で閲覧して利用した。
- 47 伊藤隆『大政翼賛会への道 近衛新体制』(講談社 平成二十七年)一〇六頁では、棄権又は欠席という形で反対の意思を表示した者は少なくなく、民政党の一部と政友会久原派の鳩山グループと社会大衆党の一部であるとされている。栗屋憲太郎『昭和の政党』(岩波書店 平成十九年)三六九―三七七頁では、簡単ながら「齋藤隆夫除名問題」が大局的に把握されている。
- 48 栗屋憲太郎『昭和の政党』(岩波書店 平成十九年)三六七―三六八頁。
- 49 栗屋前掲書三六八頁。
- 50 栗屋前掲書三六八頁。
- 51 昭和十五年三月七日付『朝日新聞』朝刊。
- 52 昭和十五年三月七日付『朝日新聞』朝刊。

53 昭和十五年三月七日付『東京朝日新聞』朝刊。

54 安藤正純・石坂豊一・板谷順助・植原悦二郎・大石倫治・大野伴陸・世耕弘一・田中亮一・鳩山一郎・服部岩吉・林讓治・原口初太郎・森幸太郎・若宮貞夫の十四名である。奥健太郎『昭和戦前期の立憲政友会の研究―党内派閥の分析を中心にして』（慶應義塾大学出版会株式会社 平成十六年）一七八頁に掲載されている「斎藤演説問題に対する態度（政友会久原派）」と題する表では「世耕弘一」の欄には「同」の文字が記入されていない、詰り同交會加入になっていない。明らかな誤りである。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。

原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

重要な史料を開示・提供頂いた鳩山會館に御礼申し上げます。

貴重な助言を与えて下さった伊藤隆東京大学名誉教授に御礼申し上げます。

建学史料室からのお願ひ

▼史料提供のお願い

世耕弘一先生、政隆先生、弘昭先生ご生前の関係史料（出版物、書簡写真、録音テープ、ビデオ、その他何でも結構です）を、現在もお手元に保管されている方々に、その関係史料のご寄贈又は複製でのご提供を賜りたく、当史料室では広く皆様方にご協力をお願いしています。

詳細につきましては、建学史料室までお問い合わせください。

▼開館日・お問い合わせ

不倒館の開館日・時間は、近畿大学ホームページ「不倒館―創設者世耕弘一記念室―」のページでお知らせしています。

近畿大学ホームページのトップページで「不倒館」と入力し、検索してください。

また、開館日以外の見学ご希望については、建学史料室までお問い合わせください。

▼ご意見ご感想

本誌や不倒館ホームページへのご感想やご意見をお寄せください。

お寄せいただいたお便りについては、今後の本誌などの編集に役立てさせていただきます。また、こちらからお問い合わせをさせていただく場合や、広報誌の中でお名前とともにご紹介させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

A Way of Life - Seko Koichi - 世耕弘一先生建学史料室広報 28号

令和2年(2020年)12月発行
発行者：近畿大学 建学史料室
住所：〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1
TEL：(06) 4307-3091 (ダイヤルイン)
<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/futokan/>
kengaku@itp.kindai.ac.jp

不倒館入館者数

平成21年度(9月開設)	1,951人	平成29年度	2,369人
平成22年度	2,446人	平成30年度	2,445人
平成23年度	2,579人	令和元(平成31)年度	1,944人
平成24年度	2,971人	令和2年度*1	57人
平成25年度	4,172人		
平成26年度	3,488人	総入館者数	30,098人
平成27年度	3,667人		
平成28年度	2,009人		

*1 令和2年(2020年)9月末現在